

各市町障害福祉担当課 御中  
各障害児通所支援事業所 御中

長崎県障害福祉課長  
(公 印 省 略)

令和2年4月以降の放課後等デイサービス事業所及び  
児童発達支援事業所の報酬区分の適用について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年度の報酬区分を決定するに当たり、具体的な取扱は以下の通りとしますので、内容を十分ご理解いただき、各事業所（中核市所在を除く）において、報酬区分に変更が生じる場合は令和2年4月15日（水）（厳守）までに県障害福祉課あて届け出ていただくようお願い致します。

なお、令和元年度より長崎市及び佐世保市に所在する事業所においては、各市より届出方法等についての案内がありますので、そのお知らせに従ってください。

記

①放課後等デイサービスの令和2年4月以降の報酬区分の適用について

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業の影響を踏まえ、令和元年度（平成31年4月から令和2年3月）の利用児童実績に代えて、平成31年4月から令和2年2月までの11か月の利用児童実績に基づいて、令和2年4月以降の報酬区分を判断してください。

ただし、令和元年度の利用実績を用いることにより区分1となる事業所については、令和元年度実績を用いて判断することも可とします。

※新設により令和元年度の実績が1年未満の事業所等は別の取扱いとなります。

②児童発達支援の令和2年4月以降の報酬区分の適用について

令和元年度の利用児童実績に基づいて、令和2年4月以降の報酬区分を判断してください。

※新設により令和元年度の実績が1年未満の事業所等は別の取扱いとなります。

【変更がある場合の提出書類】

- 1、様式第5号
- 2、体制等状況一覧表
- 3、報酬算定区分にかかる届出書（放課後等デイサービスは4月～2月or3月の欄に、児童発達支援は4月～3月の欄に実績を記載してください）
- 4、（※区分変更に伴う児童指導員加配加算（Ⅱ）新規算定がある場合）「児童指導員等配置加算及び児童指導員加配加算に関する届出書」、勤務形態一覧表及び職員の資格証写し

※その他、前年度の実績に基づく加算申請についても、同じく4月15日（水）までに提出してください。

提出・問合せ先  
長崎県障害福祉課 溝口・梅原  
住所：長崎市尾上町3-1  
TEL：095-895-2455